

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貸切	令和8年5月8日	和田バス有限会社（法人番号4100002016476）代表者相馬靖子	長野県小県郡長和町和田762番地	和田営業所	長野県小県郡長和町和田762番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年9月25日、監査方針に基づき監査実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反2記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)(2)勤務時間等基準告示の遵守違反①各事項の未遵守計5件以下(運輸規則第21条第1項)(3)点呼の記録義務違反2記録事項の不備(運輸規則第24条第5項)(4)業務の記録義務違反2記録事項の不備(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)	4	0
一般貸切	令和8年5月8日	株式会社聖高原バス（法人番号9100002023138）代表者大川治水	長野県東筑摩郡筑北村東条1250-4	本社営業所	長野県東筑摩郡筑北村坂北4769-1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年11月27日、監査方針に基づき監査実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反2記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)	3	0
一般貸切	令和8年5月12日	株式会社ドリーム（法人番号4100001025156）代表者窪田寿樹	長野県下伊那郡豊丘村大字神稲9304	本社営業所	長野県下伊那郡豊丘村大字神稲9304	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年11月11日、監査方針に基づき監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反1記録無し又は記録の保存無し(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)(2)点呼の記録義務違反2記録事項の不備(運輸規則第24条第5項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。